

子育てファミリー世帯に 住み替え費用を助成

義務教育終了前のお子さんを扶養する世帯が、区内・区外から区内の民間賃貸住宅に住み替えるときに、費用の一部を助成します。住み替え先の住宅を契約する前に「予定登録申請」が必要です。

転居助成

区内で民間賃貸住宅から民間賃貸住宅に住み替え

転居による家賃の上昇分(月額2万5千円を限度・最長2年間)と、引越しの荷物運搬に掛かる実費(20万円を限度)を助成します。

転入助成

区外から区内の民間賃貸住宅に住み替え

契約時の礼金・仲介手数料の合計(36万円を限度)と、引越しの荷物運搬に掛かる実費(20万円を限度)を助成します。

【助成件数】各30世帯

【申請・問合せ】4月1日(水)から、住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

※助成には、ほかにも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

新エネ・省エネ機器でCO2削減にご協力を 新エネルギー・省エネルギー機器等 導入費用を補助します

「低炭素な暮らしとまちづくり」の実現のため、CO₂(二酸化炭素)の排出量を減らすことを目的とした新エネルギー・省エネルギー機器の普及を積極的に進めています。

▼過去にこの助成制度に基づく同一機器の補助を受けていない
▼28年3月15日(火)までに設置完了報告書を提出できる
【助成機器の要件・助成額等】下表のとおり

【対象】▼個人住宅への助成：区内在住(在任予定の方を含む)で、ご自身がお住まいの住宅に助成対象機器等を自ら使用する目的で設置または施工する方
▼集合住宅への助成：区内に集合住宅を所有する(予定を含む)中小企業者(個人事業者を含む)・管理組合で、その住宅に太陽光発電システムを設置し、発電した電力を共用部に使用する方
▼事業所への助成：区内の事業所(予定を含む)に太陽光発電システムを設置する中小企業者(個人事業者を含む)・団体等
【住宅・事業所共通の要件】
▼申込日以前に助成対象機器を設置していない
▼設置する機器が未使用である

【受付期間】▼前期：4月15日(水)～9月30日(水)、▼後期：10月1日(木)～28年2月29日(月)
【申込み】所定の申請書と必要書類を環境対策課環境計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3763へお持ちください。
※パンフレットと申請書は、4月5日(日)以降、環境対策課、特別出張所、環境学習情報センター(西新宿2-11-4)、新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)、西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5)で配布する予定です。新宿区ホームページでもご案内しています。
※原則として前期・後期の受付期間ごとに、先着順で助成総額まで受け付けます。

助成対象機器等の種類		助成金額	27年度各期の助成総額
太陽光発電システム (※電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは同等と認めるもの)	①住宅(個人・集合)用	出力1kW当たり10万円(上限30万円)	前期・後期ともに1500万円
	②事業所用	出力1kW当たり10万円(上限100万円)	前期 200万円 後期 100万円
太陽熱給湯システム (※バッテリーリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた強制循環式ソーラーシステムまたは同等と認めるもの)		本体価格の20%(上限30万円)	前期 60万円 後期 30万円
太陽熱温水器 (※バッテリーリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた自然循環式太陽熱温水器または同等と認めるもの)		本体価格の20%(上限10万円)	前期 20万円 後期 10万円
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) 次のいずれかに該当するもの ●(社)日本冷凍空調工業会規格(JRA4050)に基づく年間給湯効率が3.1以上 ●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率が2.8以上 ●JIS基準(JISC9220)に基づく年間給湯効率が2.9以上		10万円	前期・後期ともに400万円
家庭用燃料電池(エネファーム) 1台当たりの発電能力が0.5kW~1.5kWで、貯湯容量50リットル以上で燃料電池ユニットの排熱を蓄えられ、JIS基準(JISC8823)に基づく総合効率がLHV基準(低位発熱量基準)で80%以上であるもの		10万円	
高反射率塗装(屋根または屋上) 日射反射率(全波長領域)が50%以上の塗料を使用しているもの		塗料材料費の全額(上限30万円)	前期・後期ともに300万円
雨水利用設備 雨水タンクの容量が100リットル以上で、屋根に降った雨を雨どい等から取水するもの		本体価格の50%(上限2万円)	前期・後期ともに10万円

区政の課題を一緒に考えませんか 27年度の区政モニターを募集します

区では、区民の皆さんが区政について日ごろ感じていることなどをお話しいただく「区政モニター」を募集します。

【対象】27年4月1日現在、区内に1年以上在住の18歳以上で、日本語で読み書き・話すことができる方、50名程度(公務員と26年度の区政モニターの方を除く)

【活動内容】
▼モニター会議等への出席(年4回、平日の昼間に開催)
▼区政に関するご意見等の提出(任意で随時)
▼区政モニターを運営する上で、区長が特に必要と認められたこと

27年度モニター会議のテーマ

- 新宿の観光と産業振興
- オリンピック・パラリンピックの開催と新宿のスポーツ振興
- 地域の健康度アップを指して、女性の健康づくり支援
- 新宿の観光と産業振興
- オリンピック・パラリンピックの開催と新宿のスポーツ振興

4月から 成年後見制度が利用しやすくなります

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方の権利を守るための制度です。

4月から 特別養護老人ホーム等の多床室(相部屋)の居住費が変わります

特別養護老人ホーム等の介護保険施設の利用負担の見直しにより、4月から、多床室の居住費(滞在費)の基準費用額が変わります。